

# 長崎県公立大学法人特任教員任期規程

〔平成 29 年 11 月 2 日〕  
規 程 第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 5 条第 2 項及び長崎県公立大学法人特任教員規程（平成 18 年規程第 17 号）第 6 条の規定に基づき、長崎県公立大学法人における特任教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 特任教員の任期は 3 年以内とする。

2 前項の任期については、これを更新することができる。ただし、その期限は雇用開始の日から起算して 3 年を超えることができない。

3 理事長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず労働契約を更新することができる。

(規程の公表)

第 3 条 この規程を制定又は改廃したときは、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、特任教員の任期に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則（平成 29 年 11 月 2 日規程第 18 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 2 日から施行する。